



＜福岡市の地域生活支援拠点等の特徴、工夫した点＞

- 市内を14か所に細分化し、各区障がい者基幹相談支援センターを設置して、24時間全障害に対応する相談支援体制を充実
- 区基幹相談支援センターはサービス事業所も含めたネットワークづくりや人材育成、地域のアウトリーチも行い、地域生活支援拠点等の中核を担う
- 緊急時の受け入れは専門性を有する短期入所事業所で、事前アセスメントも行い、きめ細かく対応

1. 当該市町村・圏域の基本情報

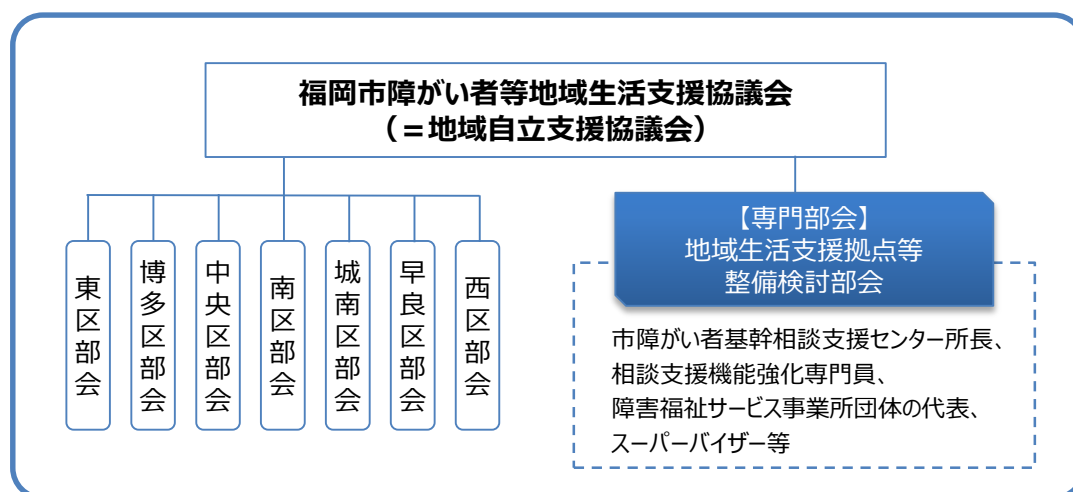
人口	1,509,353人（平成28年6月末現在）	
障害者の状況 （平成28年6月末現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成28年3月末現在）	身体障害者手帳所持者	51,831人
	療育手帳所持者	10,764人
	精神障害者保健福祉手帳所持者 13,290人	
	・障害者手帳所持者は増加傾向。 （平成25年6月：71,196人→平成28年6月：75,885人） ・特に精神障害者の伸び率が大い。（平成25年度から平成28年度の伸び率は28.6%増） （精神 平成25年6月：10,333人→平成28年3月：13,290人） （身体 平成25年6月：51,557人→平成28年6月：51,831人） （知的 平成25年6月：9,306人→平成28年6月：10,764人） ・身体障害者の高齢化が進行。	
実施主体	市内14か所の各区障がい者基幹相談支援センター（以下「区基幹相談支援センター」という） 専門性を有する短期入所事業所	

2. 地域生活支援拠点等の整備にあたってのプロセス

検討を始めたきっかけ、検討開始時期、協議会等の活用

- ・国の基本方針を受け、第4期障がい福祉計画（平成27年3月策定）で、地域生活支援拠点等を1つ整備することを目標として掲げた。
- ・平成28年4月に福岡市障がい者等地域生活支援協議会（＝地域自立支援協議会）の専門部会として、「地域生活支援拠点等整備検討部会」を設置し、福岡市における地域生活支援拠点等の整備方針について検討を開始した。「地域生活支援拠点等整備検討部会」のメンバーは、福岡市障がい者基幹相談支援センター（以下「市基幹相談支援センター」という）所長や相談支援機能強化専門員、障害福祉サービス事業所団体の代表、市基幹相談支援センターに登録しているスーパーバイザー等で構成されている（市内の相談支援の質を向上させるため、市基幹相談支援センターに、精神、知的、身体各1人ずつスーパーバイザーが登録されている）。

地域自立支援協議会構成図



会議名	役割	備考
協議会	市単位でのネットワーク構築及び課題の共有、地域の社会資源の開発・改善、障がい保健福祉計画への意見など	常設
区部会	地域の課題の明確化、区内のネットワーク構築など	常設
専門部会	特定の事項の調査・研究、市に提案する施策案の作成など	必要時に設置

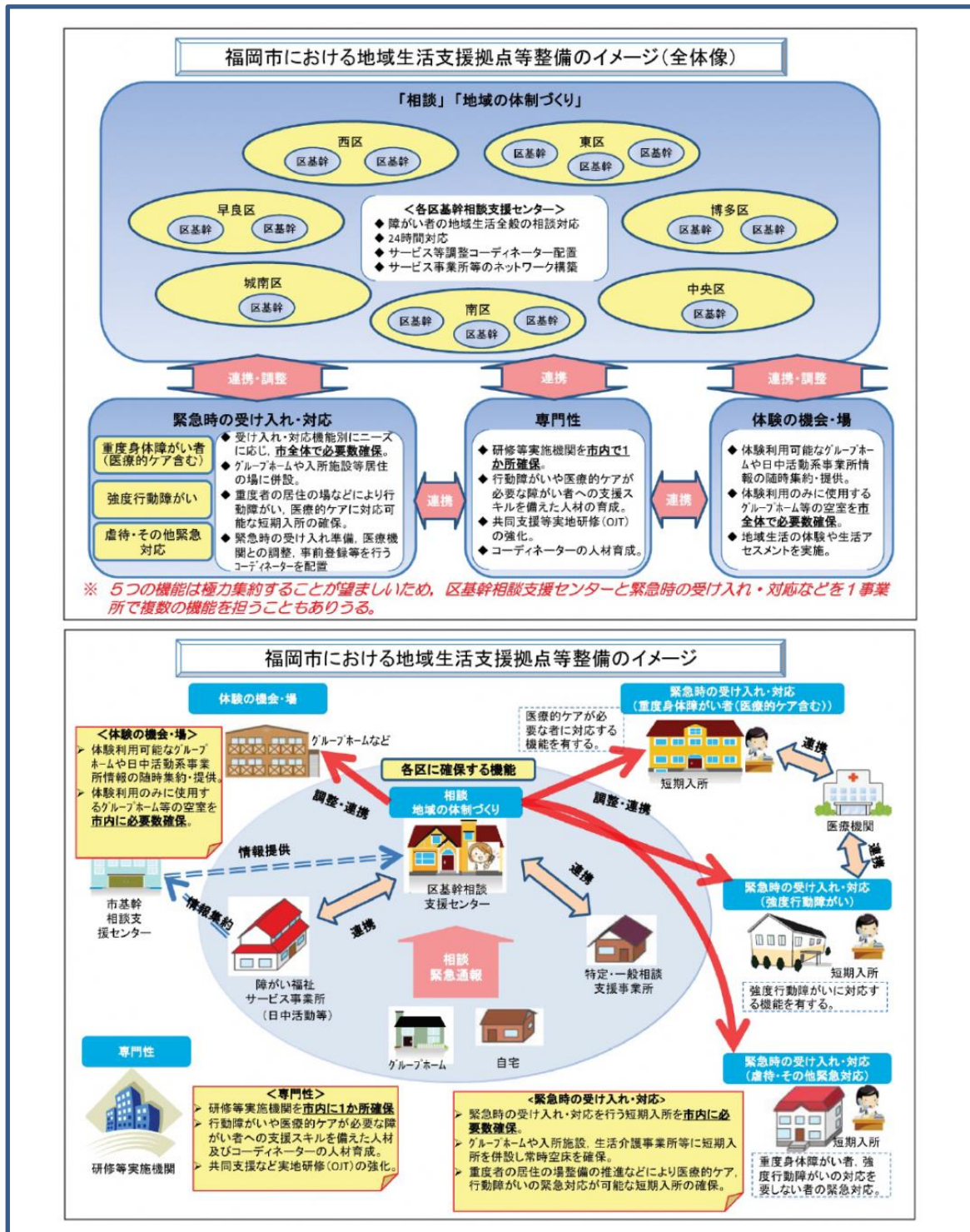
整備方針

- ・地域生活支援拠点等に必要な機能の連携や支援のための人員確保等、効率的かつ柔軟な対応を行うには、多機能拠点型での整備が望ましいが、単独の法人や事業所で5つの機能すべてを担うのは、多大な負担になることが予想された。
- ・地域生活支援拠点等が、継続的、安定的に機能するためには、特定の法人や事業所に過重な負担がかからないようにすると共に、全体で支える仕組みづくりが必要と考えた。

整備類型

- ・市内14か所の区基幹相談支援センターを中心とした障害福祉サービス事業所等のネットワーク構築による面的整備とするが、「緊急時の受け入れ・対応」を担う法人が、地域生活支援拠点等の5つの機能のうち2つ以上をもつ場合、当該法人を多機能拠点とし、他の事業所等との連携も組み合わせた多機能拠点型+面的整備型の併用型として整備する。

整備イメージ図



関係者への研修・説明会開催等

- ・市の民生委員・児童委員協議会や社会福祉協議会等関係機関に対して、地域生活支援拠点等の5つの機能のうち、「相談」と「地域の体制づくり」機能を担う区基幹相談支援センターについて業務内容の説明を行った。
- ・障害福祉サービス事業所団体の会合において、地域生活支援拠点等の整備方針を説明した。

必要な機能の検討・検証

- ・地域生活支援拠点等の取組内容や進捗状況について、「福岡市障がい者等地域生活支援協議会（＝地域自立支援協議会）」やその区部会において定期的に評価を行う。
- ・「地域の体制づくり」としてネットワーク会議を行っている場合などは、単に会議の開催だけを評価するのではなく、ネットワーク会議が緊急時の支援等で実効性のあるものとなっているかまで含めた評価を行う。
- ・「緊急時の受け入れ・対応」の評価では、受け入れを行った実績だけでなく、受け入れには至らなかったものの受け入れ要請を受けて対応した実績や、受け入れ態勢準備のための利用者の事前登録の実績等を定期的に確認するなど、評価方法を検討する。
- ・「専門的人材の確保・養成」の評価では、専門性の機能を担う事業所の人材育成等の研修を始め、様々な機関が実施する支援スキルの向上等に資する研修の受講状況等を定期的に確認するなど、専門性の担保に関する事業所の取組状況の評価方法を検討する。
- ・地域生活支援拠点等整備後の利用者ニーズの充足状況等を随時把握し、地域生活支援拠点等の充実の必要性について継続的に検討を行う。

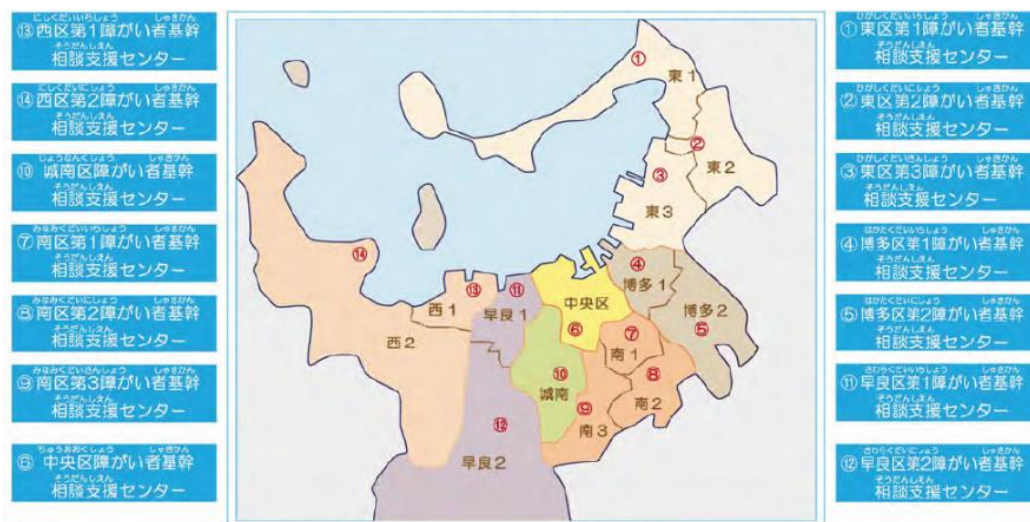
3. 必要な機能の具体的な内容

① 相談機能

相談支援専門員数	「一」 コーディネーターを、各区基幹相談支援センターに常勤換算で4人配置（14か所のうち、人口密度により3か所は5人配置）
相談事業にかかる費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：地域生活支援事業

市内14か所の区基幹相談支援センターで実施

- ・全障害を一元化し、学齢以上の障害児・者の一次相談窓口を市内14か所の区基幹相談支援センターで実施している。開所時間は、月曜から金曜の9時から17時までである。
- ・各校区の人口から障害者数を推計し、その人数によって各区基幹相談支援センターの担当エリアを決めている。1つの基幹相談支援センターで平均約8校区担当している（平成28年度までは、障害種別毎に市が委託した相談支援センターがあった。）。
- ・区基幹相談支援センターとは別に、福岡市の基幹相談支援センターがあり（福岡市社会福祉事業団に委託）、そこに虐待防止センターも設置している。



市内14か所の区基幹相談支援センター

携帯電話で24時間相談対応

- ・開所時間外は、各区基幹相談支援センターで全職員（4～5人）が携帯電話を持ち回りして対応している。
- ・24時間相談対応の手当は、各区基幹相談支援センターに一任している。

② 緊急時の受け入れ・対応

平成28年度の緊急時の受け入れ・対応で確保している床数	0床 延利用者数 0床
上記利用にかかる費用	予算措置額：緊急対応コーディネーターの人件費＋短期入所2床の空床確保分＋事務費等 活用している事業枠：地域生活支援事業の補助金「地域移行のための安心生活支援」

専門性に特化した3か所の短期入所で空床確保

- ・専門性を3類型に分けてそれぞれに委託法人を設定し、短期入所の空床を各2床確保（特に福岡市では医療的ケアの受け入れ施設が少ないことから特出した）。当該法人内が満床の場合は、他の受託2か所と調整して居室を確保するよう努める。

類型Ⅰ（医療的ケア～たん吸引、経管栄養等）

類型Ⅱ（強度行動障害～原則として行動援護支給決定者）

類型Ⅲ（虐待、類型ⅠとⅡ以外）

- ・緊急時の定義は、「市内在住で介護者の急病等やむを得ない理由により、受け入れを行う日の前々日以降に受け入れ要請があった場合」とし、受け入れ期間は原則1週間としている。

受け入れの長期化に備え入所施設を併設

- ・原則として、類型Ⅱと類型Ⅲについては、受け入れの長期化に備えて、併設先もしくは隣接の入所施設やグループホームを二次受け入れ先として備えることとしている（福岡市が認める場合は、単独型の短期入所でも可能）。

緊急対応コーディネーターと専門職の配置による24時間365日支援体制

- ・類型毎に一定の要件を備える緊急対応コーディネーターを配置している。緊急対応コーディネーターは、携帯電話でのオンコール体制も含めて緊急時に備えて常に連絡が取れるようにしており、受け入れ前後の障害者等の生活支援の調整を行う。

類型Ⅰ：医師、保健師、看護師、准看護師のいずれかの国家資格をもち、実務経験5年以上を有する者を常勤換算で1人

類型Ⅱ、類型Ⅲ：相談支援専門員の資格を有する者、もしくは相談支援従事者初任者研修を受講すれば相談支援専門員になり得る者で 障害者の処遇業務の実務経験5年以上を有する者を常勤換算で1人

- ・類型Ⅰと類型Ⅱについては、下記専門職も配置している。

類型Ⅰ：看護師を常勤換算で1人以上

類型Ⅱ：強度行動障害支援者養成研修受講者（実践研修）修了者を常勤換算で1人以上

緊急時の受け入れに備え、事前登録を実施

- ・緊急時の受け入れ利用の希望者を事前登録し、緊急時に本人の障害特性に応じた適切な支援ができるよう、事前にアセスメントを行う。

地域生活支援拠点等としての他組織との連携

- ・受託3か所は、緊急時の受け入れ記録を整備し、定期的に福岡市に報告する。また、福岡市障がい者等地域生活支援協議会（＝地域自立支援協議会）とその区部会に参加し、必要に応じて、緊急時の受け入れ事例を共有して事業の実施評価を受け、対応機能の充実強化を図る。
- ・緊急対応コーディネーターは、区基幹相談支援センター主任コーディネーター会議に出席する。
- ・受託3か所は、その他、地域生活支援拠点等整備推進のために必要な取組を行う。

空床確保分は体験利用としても活用

- ・区基幹相談支援センターから、一人暮らしやグループホーム入居のための体験依頼があった場合、緊急時の受け入れに支障ない範囲で、空床確保分を体験利用としても活用する。

③ 体験の機会、場

平成28年度の体験の機会、場 利用者数	0人
上記利用にかかる費用	予算措置額：特になし 活用している事業枠：特になし

グループホーム体験給付にて実施

- ・各区基幹相談支援センターが、市内のグループホームや日中活動事業所等すべてを対象にして空き情報を随時入手し、必要な人に情報提供したりサービスの利用調整を行ったりしている。
- ・グループホームの空床確保については、「地域生活支援拠点等整備検討部会」で、「グループホーム体験のニーズが実際どのくらい分からない」という意見があったため、まずは状況を見ながら進めることとして情報収集とコーディネートから始めている。

④ 専門的人材の確保、養成

専門的人材の確保、養成に

予算措置額：－

かかる費用

活用している事業枠：地域生活支援事業

市基幹相談支援センターが区基幹相談支援センターの人材育成

- ・市基幹相談支援センターの企画・主催で、区基幹相談支援センターを対象に人材育成の研修を行う（年６回予定）。研修テーマは、市基幹相談支援センターと市のスーパーバイザーが企画会議を開催して決める（平成29年度のテーマは、触法障害者支援、権利擁護、地域ネットワークづくり、発達障害、ファシリテーション）。平成30年度からは、区基幹相談支援センターがコーディネーターの役割を担えるように研修を行う。
- ・必要に応じて、市基幹相談支援センターに精神障害、知的障害、身体障害各１人ずつ登録されているスーパーバイザーが、区基幹相談支援センターを指導する。
- ・平成30年度以降は、区基幹相談支援センターだけでなく、緊急時の受け入れを行う事業所も対象として人材育成の研修を行う。

県の研修が充実（県事業）

- ・福岡県は、サービス管理責任者研修を年に２回（前期と後期、１回600人）行う。また、就労と児童発達支援管理責任者分野の研修は希望者が多く、前期に２回、後期に２回行っている（春夏秋冬）。平成29年度から受講しやすいように、介護職員初任者研修と連動して開催したため受講者が殺到し、他県からも多くの参加があった（愛知県が多く、広島、北海道からも受講）。
- ・介護職員初任者研修は１回240人の受講を２回開催、さらに追加開催で120人が受講し、合計600人が受講している。
- ・相談支援従事者初任者研修は１回800人を年間２回、計1,600人が受講している。

⑤ 地域の体制づくり

地域の体制づくりにかかる費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：地域生活支援事業
地域の事業所間のネットワークづくり ・区基幹相談支援センターが、福岡市障がい者等地域生活支援協議会（＝地域自立支援協議会）の区部会の事務局を担っており、区部会を中心に地域の事業所（相談支援事業所、障害福祉サービス事業所）のネットワークづくりを行うが、方法は各区に一任している。 ・活動が進んでいる東区基幹相談支援センターでは、様々な事業所を集めて情報収集を行っており、年1回ネットワーク会議を開催している。 地域で障害者を見守るネットワークづくりを実施 ・区基幹相談支援センターは地域へのアウトリーチを行い、地域団体、地域の社会福祉法人等と連携して障害者を地域で見守るパーソナルネットワークを形成するなど、地域福祉の基盤づくりを推進している。 相談支援事業所間の支援体制づくりは今後の課題 ・指定特定相談支援事業所で困ったことがあった場合、個別に、区基幹相談支援センターに相談して助言を受けている。 ・今後、指定特定相談支援事業所に対して、緊急事例や困難事例を区基幹相談支援センターにつないだり、区基幹相談支援センターが、計画相談支援業務のサポートや相談支援専門員の人材育成を行うなどの連携体制や、区基幹相談支援センターで、指定特定相談事業所を対象にした研修会や事例検討会を行うなどを考えている。また、指定一般相談支援事業所も含めた、相談支援事業所間のネットワークづくりも視野に入れている。	

⑥ その他付加している機能

費用	予算措置額：－ 活用している事業枠：－
「－」	

4. 地域生活支援拠点等の具体的な活用事例

事例なし

5. 地域生活支援拠点等の整備・運営における今後の課題・方針

面的整備としての連携施設の不足（グループホーム、精神、重度の身体への対応）

- ・ 地域移行を推進するために、グループホームの整備を進める必要があるが、報酬体系や人材確保が難しいなどの理由によりグループホームの設置が進んでいない。
- ・ 福岡市は身体障害者のグループホームが少なく、重度の身体障害者の生活の場がないことが課題である。